

第2編

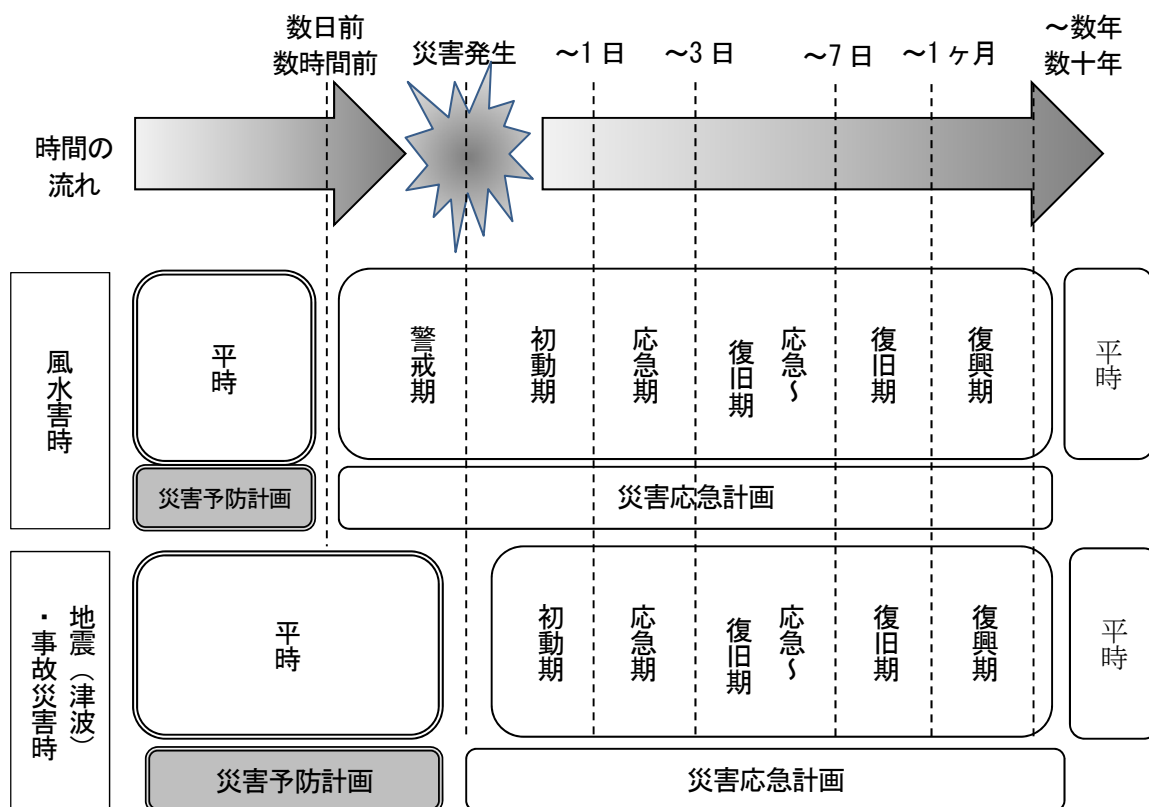
災害予防計画

第1章 災害予防計画とは

第1節 災害予防計画の位置づけ

「災害予防計画」とは、災害発生に備えて、関係各課が、平時にどのような対策をとるべきかを示したものである。なお、災害発生前の警戒期、発生後の応急対策、復旧・復興対策については、第3編「災害応急対策・復旧計画」に示す。

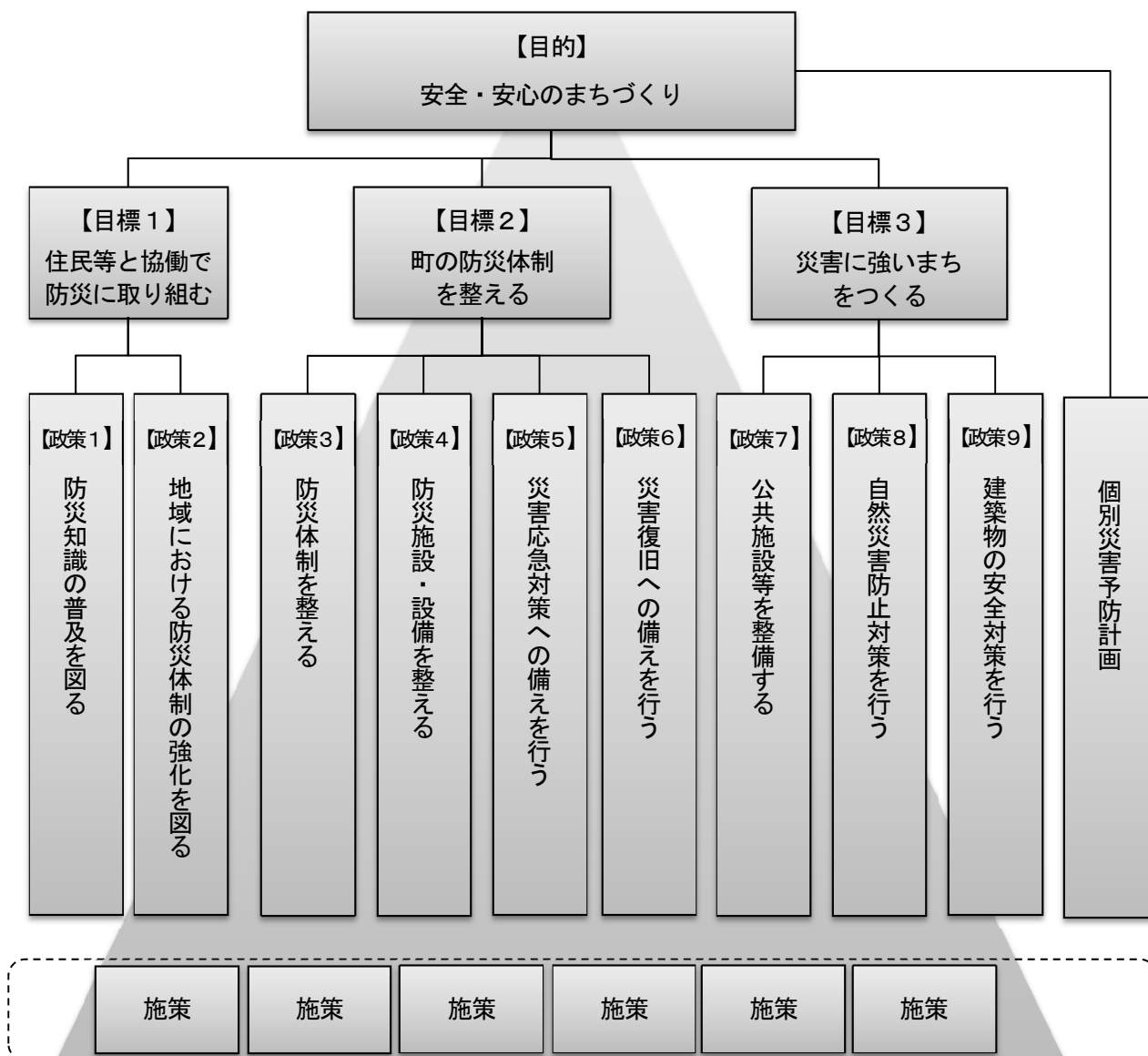
〈災害対策の流れ〉



第2節 災害予防計画の体系

「災害予防計画」は、本町の防災の目的に対し、3つの目標、9つの政策からなる体系に位置付けられている。

〈災害予防計画の体系〉



第3節 災害予防計画の構成

「災害予防計画」の構成は、以下のとおりである。

〈災害予防計画の構成〉

	総務課	議会事務局	出納室	住民課	税務課	保健福祉課	上下水道課	企画政策課	農業振興課	農業委員会	林業振興課	建設課	教育委員会	地域振興課	中津・美山
第2章 住民等と協働で防災に取り組む															
第1節 防災知識の普及を図る															
1 防災知識普及計画	●														●
第2節 地域における防災体制の強化を図る															
1 自主防災組織整備計画	●														●
2 防災訓練計画	●														●
3 企業防災促進に関する計画	●														
4 ボランティア活動環境整備計画				●											
5 避難行動要支援者対策計画	●					●		●							
第3章 町の防災体制を整える															
第1節 防災体制を整える															
1 防災体制の整備	●														
2 相互応援体制整備計画	●														
第2節 防災施設・設備を整える															
1 気象業務整備計画	●														●
2 情報通信機器・伝達体制の整備計画	●														●
3 防災拠点整備計画	●														●
4 緊急輸送活動の施設整備計画	●														●
5 防災救助施設等整備計画	●														●
第3節 災害応急対策への備えを行う															
1 救急・救助体制の整備計画	●														
2 災害時緊急医療体制確保計画						●									
3 避難受入及び情報提供活動計画	●			●		●							●		●
第4節 災害復旧への備えを行う															
1 各種データの整備保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 災害証明書の発行体制の整備	●														
3 廃棄物処理体制の整備				●											
4 地籍調査の推進												●			
5 復興計画の作成								●							
第4章 災害に強いまちをつくる															
第1節 公共施設用を整備する															
1 上水道施設							●								●
2 下水道等施設							●								
3 公衆電気通信施設								●							
4 電力施設	●														
5 鉄道施設	●														
第2節 自然災害防止計画															
1 河川防災計画												●			
2 砂防防災計画												●			
3 山地防災計画											●	●			
4 地すべり防止計画												●			
5 急傾斜地崩壊防止計画												●			
6 ため池防災計画									●						
7 道路防災計画												●			
8 農業関係災害予防計画									●						
9 林業関係災害予防計画											●				
第3節 建築物の安全対策計画															
1 建造物災害予防計画	●							●				●			●
2 宅地災害予防計画								●							

〈災害予防計画の構成〉

	総務課	議会事務局	出納室	住民課	税務課	保健福祉課	上下水道課	企画政策課	農業振興課	農業委員会	林業振興課	建設課	教育委員会	地域振興課	中津・美山
第5章 個別災害予防計画の推進を図る															
第1節 火災予防対策															
1 火災予防計画	●														●
2 林野火災予防計画	●										●				●
第2節 その他防災対策															
1 文化財災害予防計画	●												●		●
2 危険物等災害予防計画	●														●
第6章 公共的施設の備えを知る															
第1節 公共的施設災害予防計画															
1 公衆電気通信施設災害予防計画															
2 電線施設災害予防計画															
3 鉄道施設災害予防計画															

第2章 住民等と協働で防災に取り組む

第1節 防災知識の普及を図る

1 防災知識普及計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

広報紙、広報車等を通して住民の防災意識の高揚・知識の普及を行っている。また、町職員に対する研修・教育、学校や地域における教育、研修会等を行い、啓発を図っている。

町民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。

1.2 方針

町及び防災関係機関は、職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進する。また、住民に対しては、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけて、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災思想と防災知識の普及を図る。またその際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

1.3 計画

1.3.1 防災知識の普及

(1) 住民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、次の手段等により実施する。

- (ア) 広報紙及びホームページの活用
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の配布
- (エ) 防災訓練、出前講座による防災教育

イ 普及すべき内容

(ア) 日高川町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づき、「日高川町地域防災計画」の要旨を公表する。

(イ) 災害予防の知識

各世帯に対して、以下に示す災害防止のために事前に普及を要する防災知識について、防災ハンドブック等で広報に努める。

- a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- b 警報等発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時にとるべき行動

- c 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）や指定避難所（以下「避難所」という。）での行動
- d 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

（2）学校教育等での防災教育支援

園児・児童・生徒の発達段階や学校・地域の実態を考慮し、組織的・計画的に防災教育を推進するとともに、自らの命を守る主体者となるため、下記の取り組みに努める。

- ア 「学校における防災教育・安全指針」等を活用した防災学習
- イ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ウ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- エ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- オ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

（3）事業所に対する防災知識の普及

- ア 防火管理者、危険物取扱者に対する講習を実施する。
- イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

1.3.2 町職員に対する防災教育

災害対策の成否は、町職員の防災知識・心がまえが重要な要素になる。したがって、あらゆる機会を利用して、町職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

（1）研修の実施

町職員に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について、研修を行う。

ア 防災研修

次の事項について、防災研修を行う。

- （ア）災害時活動の概要
- （イ）防災関係職員としての心がまえ
- （ウ）役割の分担
- （エ）防災資機材等の取扱方法

イ その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

1.3.3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 地域における防災体制の強化を図る

1 自主防災組織整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

自主防災組織は、各自治会組織を中心として整備している。平成27年現在、85の組織がある。

災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや避難行動要支援者の避難誘導を行うなどの共助が重要となるが、住民の価値観の多様化や核家族化に伴い、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。

1.2 方針

「自らの生命・財産、地域は自ら守る」という精神に基づき、自主防災組織の育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明らかにし、自主防災組織の必要性の啓発と指導及び援助を行う。

1.3 計画

自主防災組織整備に関する事業計画は、次により推進していく。

1.3.1 自主防災組織の育成

町は、住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適正な規模（町自治会等）を単位として、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣を行い、防災に関する様々な情報を提供し、防災組織の育成、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

1.3.2 町の指導・助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動を行っていくために、町は地区防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導・助言等を行うとともに、各組織のリーダーのための研修を実施する。

1.3.3 自主防災組織の活動

各自主防災組織は、当該地域の特徴にあわせた規約及び活動計画を定める。

（1）平常時

- ア 防災に関する知識の普及や防災訓練の実施
- イ 火気使用設備器具等の点検や防災資機材の確保・整備
- ウ 近隣の高齢者・障がい者・乳幼児等の避難行動要支援者の所在把握

（2）災害時

- ア 災害情報の収集伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導・救出・救護

1.3.4 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティ、防災体制の充実を図る。

1.3.5 地区防災計画の位置づけ

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 防災訓練計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

現在、自主防災組織主催の防災訓練や、町内の小・中学校で防災訓練、消防団教育訓練が定期的に行われている。

今後は、震災も含めて災害発生時に対応できるように庁内の訓練と避難行動要支援者向けの訓練を、地域をあげて実施していくことが求められる。

2.2 方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び住民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2.3 計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

2.3.1 水防訓練

水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、消防職員及び消防団員により水防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町や関係機関と合同して実施する。

(1) 実施時期

洪水発生が予想される梅雨期の前に、訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

現実の水防作業は、暴風雨の最中で、しかも夜間に行う場合が多いことを考慮し、次の事項等について訓練を行う。

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 動員
- エ 輸送
- オ 工法
- カ 水防信号

2.3.2 消防訓練

消防計画に基づく消防活動を円滑に遂行するため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同して実施する。

(1) 実施時期

春秋2回の火災予防週間、その他適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

学校、病院、工場、事業所、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する箇所において実施する。

- ア 消防ポンプ操法
- イ 放水
- ウ 非常招集、出動
- エ 通信連絡
- オ 人命救助
- カ 避難
- キ 一般火災防御
- ク 特別火災防御
- ケ 水利統制

2.3.3 災害救助訓練

災害発生時に救助計画に基づく救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を、町単独又は必要に応じて他の市町村等と合同して行う。

(1) 実施時期

実施効果のある台風期前等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- ア 通信連絡

- イ 避難救出
- ウ 炊き出し
- エ 給水
- オ 物資輸送
- カ 医療救護

2.3.4 災害通信連絡訓練

第3編第2章第2節「気象警報等の伝達計画」に基づく、予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう、県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

(1) 実施時期

実施効果のある梅雨期及び台風期等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- ア 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達
- イ 災害現場と本部との無線による連絡

2.3.5 非常招集訓練

災害が発生したとき若しくは発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において町長が動員を指令したときに、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施する。

2.3.6 学校安全避難訓練

授業中において、火災その他の災害が発生した場合、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して生徒を危険から守ることができるよう、各学校において、防火管理者が適当な時期を選んで訓練を実施する。

2.3.7 防災訓練

町は、県及び防災関係機関と連携し、大規模な災害（洪水、土砂災害、地震等）を想定して、毎年1回以上実施する。防災訓練を行うに当たっては、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努める。

2.3.8 災害対策本部運営訓練

町は、震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

3 企業防災促進に関する計画（総務課）

3.1 現状と課題

経済のグローバル化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加および地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

3.2 方針

町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、企業の防災活動に対する取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努め、企業が防災体制の整備等を行うように働きかける。

3.3 計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

4 ボランティア活動環境整備計画（住民課）

4.1 現状と課題

災害時において、町及び防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策に追われ、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。このため、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

町では、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置しており、主に福祉や環境に関するボランティアの登録・育成等を行っている。これらの活動を防災分野に生かしていく必要がある。

4.2 方針

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

4.3 計画

4.3.1 活動支援環境の整備

(1) ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保、整備に努める。

(2) 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を定めておく。

4.3.2 ボランティア活動支援体制の整備

町は、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行う。

4.3.3 災害ボランティアの育成・啓発

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、「防災とボランティア週間」等を利用して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティア登録者の中から災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、ボランティア活動団体等のネットワーク化に努める。

(3) 専門ボランティアの把握

町は、社会福祉協議会と連携し、次の技能者の確保について協力が得られるよう、専門ボランティア団体との連携強化を図る。

- ア 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- イ 土木・建築技術者
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ 教師・保育者及びカウンセラー
- オ 通訳（外国語、手話等）
- カ 無線技士及び各種機器の修理技術者
- キ 自動車・重機の運転士
- ク その他

5 避難行動要支援者対策計画（総務課、保健福祉課、企画政策課）

5.1 現状と課題

平成22年国勢調査によると、本町の全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は約31%である。今後も高齢化の進行は進むものと考えられる。

また、本町域には社会福祉施設が数多く存在しており、これらの施設利用者の安全確保等の防災対策を講じていく必要がある。

5.2 方針

本町域における乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図ることができるよう、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」等にしたいが、町民や自主防災組織と協力しながら避難行動要支援者の支援体制を整備するなど、避難行動要支援者の安全確保に努める。

5.3 計画

5.3.1 高齢者、障がい者等、在宅の避難行動要支援者の対策

（1）在宅の避難行動要支援者の対策

ア 避難行動要支援者の状況把握

町は、平常時から民生児童委員、ヘルパー・自治会等の協力により、また県からの情報提供等により、避難行動要支援者の状況（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

なお、把握するに当たっては、避難行動要支援者のプライバシーに十分に配慮することとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否の確認等を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成と適切な管理・更新を行う。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載・記録する。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（ア）避難支援等関係者になる者への名簿情報の提供

町は、消防、警察等の避難支援等関係者に対し、本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。ただし、現に災害が発生し、又は災害が

発生するおそれがある場合においては、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で適切に名簿情報を提供する。

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成にあたり、町は、日高川町個人情報保護条例（平成17年日高川町条例第11号）第7条の規定に基づき、町各課等の持つ情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼する。

なお、広汎性発達障害や外国人等、上記情報では把握が困難な場合については、障がい者関係団体等福祉関係者や関係機関等と連携を図り、情報収集を行う。

- a 住民基本台帳
- b 身体障がい者手帳交付台帳
- c 療育手帳交付台帳
- d 要介護、要支援認定台帳
- e 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）
- f 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

(ウ) 名簿の更新に関する事項

町は、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ。

(エ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる。

- a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 町内の1地区の自主防災組織に対して本町全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- c 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- d 名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- e 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- f 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(オ) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- b 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- d 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

〈予防 第2章〉第2節 地域における防災体制の強化を図る

- e 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用する。

(カ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ウ 情報伝達体制の整備

町は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に避難行動要支援者関連施設がある場合には、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 社会福祉施設の予防対策

ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、食料、防災資材や日常生活に必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、災害時に適切な防災行動がとれるよう定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

5.3.2 外国人対策

町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策を推進する。

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平素から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発等

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国人の参加を得た防災訓練等の実施に努める。

5.3.3 観光客対策

本町の地理に不案内な観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町は、観光協会や旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

5.3.4 乳幼児・児童対策

町は、災害時において保護者を死亡等により失った乳幼児・児童があるときは、速やかに次により保護する。

- (1) 保育に欠ける乳幼児があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設する。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する日高振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。

第3章 町の防災体制を整える

第1節 防災体制を整える

1 防災体制の整備（総務課）

1.1 現状と課題

職員に地震災害時職員初動マニュアルを配布するとともに、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。

危機管理機能の確保のためには、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備が必要である。

1.2 方針

災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び町民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

1.3 計画

1.3.1 非常参集体制の整備

町は、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集、伝達手段の確保等について検討するとともに、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練の実施に努める。

1.3.2 応急対応力の強化

町は、職員の応急対策全般への対応力を高めるため、応急活動のためのマニュアルの整備、研修制度の充実、大学等の防災研究機関との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1.3.3 日高川町業務継続計画（BCP）の作成

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実行性ある業務継続性を確保するために、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

2 相互応援体制整備計画 (総務課)

2.1 現状と課題

町では、次のとおり、災害時の相互応援協定を締結している。

(H28. 8. 31現在)

No	締結 年月日	協定名称	協定先
1	H8. 3. 1	和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下の市町村及び消防の一部事務組合
2	H8. 2. 23	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村
3	H8. 2. 22	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県
4	H11. 8. 1	災害時の医療救護に関する協定書	日高医師会
5	H18. 9. 1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	日高川町建設業協同組合
6	H19. 7. 27	災害時における応急対策業務に関する応援協定書	日高川町水道協会
7	H21. 2. 18	災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	日高環境衛生協同組合
8	H24. 2. 7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長
9	H24. 8. 28	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	和歌山県立日高高等学校中津分校
10	H25. 1. 9	日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人日高川町社会福祉協議会
11	H25. 12. 6	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	御坊日高老人福祉施設事務組合
12	H26. 2. 25	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	関西電力株式会社和歌山支社
13	H26. 6. 4	防災関係の協働事業に関する協定書	紀州農業協同組合
14	H26. 8. 4	災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書	和歌山県LPガス協会日高支部
15	H26. 9. 24	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会福祉法人敬愛会
16	H26. 9. 26	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会福祉法人紀成福祉会
17	H26. 12. 22	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県トラック協会
18	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会
19	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士会
20	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
21	H27. 2. 23	防災ARシステム利用に関する協定書	全国防災共助協会
22	H27. 6. 22	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
23	H27. 11. 17	「道の駅」防災利用に関する基本協定書	和歌山県、紀南地域市町村
24	H28. 1. 22	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会
25	H28. 8. 10	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書	日高管内1市6町

今後は、合併前の旧3町村で締結していた協定について検討し、必要なものは日高川町において協定を締結直したり、建設関係団体や流通関係団体と新たに協定を締結したりするなど、相互応援体制の確立を図る必要がある。

2.2 方針

大規模災害における相互応援体制を整備するため、県内市町村、近隣市町及び他県市町村と相互応援協定を締結する。また、所管事務に関係する団体等との応援協定を締結し、協力体制を整備する。

2.3 計画

2.3.1 相互応援協定の締結等

- (1) 町は、相互応援協定の締結先と協議し、要請の手順、双方の連絡窓口の確認、連絡の方法等を取り決めておくとともに、共同で防災訓練を実施するなど、協定の運用について習熟を図るとともに、相互応援体制の強化を図る。
- (2) 今後も、災害時の相互応援協定の締結先及び協定内容の拡充を図る。

2.3.2 防災関係機関の相互協力

各防災関係機関は、他の防災関係機関からの応援について、相互に自らの応援措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。また、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

- (1) 町は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援部隊の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資・資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。
- (2) 町は、町外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めるとともに、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な職員等の人数の把握に努める。また、大規模災害発生による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めるとともに、広域避難について協定を締結している市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

2.3.3 関係団体等との協力

町は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

第2節 防災施設・設備を整える

1 気象業務整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

気象観測を効果的に災害予防に結びつけるためには、観測値の正確さと即時入手が重要である。本町域内又は最寄りの観測所は資料2.1～2.3のとおりであり、観測データは常時若しくは必要に応じて入手することができる。

また、町役場本庁舎及び各支所には、震度計が設置されている。

1.2 方針

災害の未然防止・軽減のための気象情報の質的向上、迅速な伝達を図るとともに、明確な情報の把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

1.3 計画

県等が行う気象・地震観測施設の保守管理に協力し、災害時の対応に万全を期する。

2 情報通信機器・伝達体制の整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

2.1.1 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県下全市町村及び防災関係機関が総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集・伝達の中心的な通信手段として導入されている。

2.1.2 日高川町防災行政無線

町の防災行政無線は、緊急時に気象情報及び災害情報等のよりの確かつ迅速な発信を行うためのデジタル化への移行は完了している。

(1) 同報系無線システム

屋外拡声子局及び戸別受信機が設置されており、災害時の緊急伝達や避難指示の際に使われている。また、緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に住民に伝達するため、「全国瞬時警報システム（J-Alert）」を整備し、運用している。

2.2 方針

町が保有する防災行政無線設備の維持管理に努めるとともに、関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Lアラート）を通じた情報発信による警報等の情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等、突発災害にも対応できるように体制の確立に努める。

2.3 計 画

2.3.1 情報伝達体制の整備

地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、防災行政無線の整備充実を目指すとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備に努める。

また、避難行動要支援者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与されている賃貸住宅への避難者、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2.3.2 広域避難者への情報共有化

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

3 防災拠点整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

3.1 現状と課題

防災拠点として、災害対策本部は町役場、地域防災拠点は町役場中津支所、美山支所と定めている。また、文教施設を中心に避難場所・避難所に指定している。

過去の災害の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。

3.2 方 針

災害時において、防災活動の拠点となる施設等を町の防災拠点として位置付け、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

3.3 計 画

3.3.1 防災拠点、受入拠点の指定・整備

町は、様々な災害の危険箇所に配慮しつつ、町内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所について防災拠点として位置付けるとともに、自衛隊や県等からの応援を受け入れる応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置付ける。

さらに、それぞれの防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

3.3.2 防災拠点、受入拠点の機能強化

町は、防災拠点や受入拠点に関連する建物等の耐震化・不燃化を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保する。

また、それぞれの施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

3.3.3 防災センターの建設

町は、小熊地内に、避難場所、避難所、備蓄倉庫、高速道路に近接している地形を生かした救援物資の集積・運搬の拠点及び町民の防災研修の場所として防災センターを建設する。

3.3.4 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄等

町は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

4 緊急輸送活動の施設整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

4.1 現状と課題

県は、湯浅御坊道路、国道424号を第一次緊急輸送道路に、また主要県道御坊美山線外11路線を第二次緊急輸送道路に、県道江川小松原線外3路線を第三緊急輸送道路に指定している。また、町は、物資防災拠点として、川辺西小学校体育館を指定している。

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検する必要がある。

4.2 方針

町は、これらを調整し、災害応急・復旧時に消火・救助・救急、緊急物資の供給等を迅速かつ的確に実施するために必要となる道路やヘリポートなどについて、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議の上整備し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

4.3 計画

4.3.1 緊急輸送道路の指定・整備

町は、県において指定した緊急輸送道路から町の防災拠点に連絡する道路について、第三次緊急輸送道路に指定し、計画的に拡幅、耐震性強化等、特に災害に対する安全性の確保に努める。

また、町は、信号機、情報版の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

4.3.2 緊急ヘリポートの整備

町は、災害活動緊急ヘリポートを確保し、緊急ヘリポート候補地の施設管理者又は所有者の協力を得て、離着陸場所の安全確保に努める。

さらに平常時より、県と連絡調整し、県防災のヘリコプターの派遣要請に必要な事項を確認するなど受け入れ態勢の整備に努める。

4.3.3 緊急通行車両等の事前届け出制度の活用

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章を交付のための事前届出制度の適用について、周知、普及を図るものとする。

4.3.4 緊急輸送に関する環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

5 防災救助施設等整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

5.1 消防施設整備計画

5.1.1 現状と課題

本町の消防は、消防本部と消防団によって行われており、消火活動とともに、災害時における救助・救援活動の中心となる組織である。（消防団については、資料10.2参照のこと）

5.1.2 方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

また、地震発生時には、水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努める。

5.1.3 計画

国及び県の補助金等の活用により、消防施設等の整備を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

5.2 水防施設整備計画

5.2.1 現状と課題

本町における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管、水防倉庫の整備を行っている。（資料3.6参照）

5.2.2 方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により、本町の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

5.2.3 計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検を行い、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、町内の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

5.3 応急物資等備蓄計画

5.3.1 現状と課題

災害発生時に応急用として使用する被服、寝具、生活必需品及び医療品の備蓄が必要である。

5.3.2 方針

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄、適切な数量を確保するとともに、備蓄倉庫の整備を図る。

5.3.3 計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品については、被災時において必要な物資を現地調達することを原則とし、今後県内の大手流通業者を中心に調達に関する協定を順次締結することとする。

(2) 医薬品

抗生物質・血液製剤等、災害時に必要な医薬品は、医薬品販売業者を通じて供給するものとし、災害発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品を確保するため、今後医薬品販売業者との調達に関する協定を順次締結することとする。なお、血液については、和歌山県赤十字血液センターに供給を依頼する。

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 災害応急対策への備えを行う

1 救急・救助体制の整備計画（総務課）

1.1 方針

町では災害時に予想される救急・救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、住民の自主救護能力の向上と災害時における住民相助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

1.2 住民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害における各防災機関の活動能力には限界があり、救急・救助活動を実効あるものとするためには、町民による応急処置の実施などの協力が不可欠である。

1.2.1 救命講習の推進

町民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習等を通じて応急救護知識と技術の普及活動、並びに災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

1.2.2 緊急消防援助隊の要請及び受入

町は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入及び指揮が行えるよう体制を整備する。

2 災害時緊急医療体制確保計画（保健福祉課）

2.1 現状と課題

本町の近隣の救急告示病院は、資料9.4のとおりである。災害時の医療救護班の編成・派遣について、今後、国保日高総合病院や日高医師会との協議が必要である。

2.2 方針

町長は、県、日高医師会、看護協会、その他医療関係機関と協議し、災害時における救急医療体制の充実に努める。特に、災害発生時に町が開設する避難所・救護所等を考慮し、医療救護班の派遣要請、受入体制について、医療機関と調整を図っておく。

2.3 計画

2.3.1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

町は、医療機関と連携して医療に関する情報が速やかに入手できるよう連絡体制の整備を図るため、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定めておく。

- (1) 被害状況
- (2) 患者受入れ状況

- (3) 血液、医薬品、資機材の状況
- (4) 医師、看護師等医療スタッフの状況

2.3.2 災害応急医療協力体制の整備

町は、日本赤十字社、医師会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域の災害時における救急医療体制（医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等）を定めるとともに、具体的な連絡体制等の整備に努める。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ体制や広域医療体制、患者等の搬送体制等の整備に努める。

2.3.3 医療拠点の整備

- (1) 災害拠点病院・災害支援病院と医療関係機関との間で、実情に応じたネットワーク等の連携を図る。
- (2) 町が開設する救護所・避難所等への医療班等の受入体制について整備を図る。
 - ア 情報の提供方法
 - イ 物資・資機材の支援方法
 - ウ 宿舎等の支援体制
- (3) 近隣市町村との相互応援協定の推進を図る。
- (4) 医療施設の安全化、耐震化を図る。

2.3.4 医療品等の確保

医療救護活動に必要な衛生資材の備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請による確保など、供給体制の充実を図る。

3 避難受入及び情報提供活動計画 (総務課、住民課、保健福祉課、中津・美山地域振興課、教育委員会)

3.1 現状と課題

本町域内の避難場所、避難所は、資料8.3、8.5のとおりである。

3.2 方針

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する課・室を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

3.3 計画

3.3.1 避難誘導

(1) 避難誘導計画

町は、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域（本編第4章第2節「自然災害防止計画」参照）や判断基準、伝達方法、伝達内容を明確にしたマニュアルを作成する等、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

特に土砂災害警戒区域等においては、土砂災害警戒情報等を用いて、避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるように努める。

(2) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置

避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から消防団等と協議し、住民等への周知徹底に努める。

(3) 広域避難計画

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 外国人旅行者等の避難誘導

町は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 児童生徒等の保護者への引き渡し

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3.3.2 避難場所

(1) 避難場所の指定

町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない施設もしくは場所、または構造上安全な施設を避難場所として指定する。指定した避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(2) 避難場所の災害種別の周知徹底

また、避難場所へ避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、「防災マニュアル」等の配付や広報活動、訓練等を通じて日頃から住民等への周知徹底に努める。特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

3.3.3 避難所

(1) 避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 避難所の条件

避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものと指定する。おおむね次により選定、整備する。

ア 原則として、自治会又は学区を単位として設置することが望ましい。

イ 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物（学校、公会堂、公民館等）を利用する。

ウ 収容面積は、おおむね3.3㎡当たり2人とする。

(3) 学校を指定する場合

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

3.3.4 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されるもの等を指定する。福祉避難所はおおむね次により選定、整備する。

- (1) 原則として、耐震・耐火構造の建物を利用する。
- (2) 施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適している施設であること。
- (3) 避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材が整備・備蓄されていることが望ましい。
- (4) 災害時に福祉避難所を開設したときには、おおむね10人の避難行動要支援者に対して1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援、メンタルヘルスケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置することが条件となる。

3.3.5 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材を地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定した上で、分散して配備する防災倉庫等での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

また、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備するとともに、応援締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 災害情報入手機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- (3) 食料、飲料水、常備薬
- (4) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 毛布及び暖房具
- (8) 救護所及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) トイレ（仮設トイレ・マンホールトイレ、簡易トイレ等）
- (12) 防疫用資機材
- (13) 工具類

3.3.6 避難所の運営管理

町は、住民に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

3.3.7 避難路（資料8.6参照）

災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所・避難所に避難できるように、避難路の指定・整備を推進する。

避難圏域内の住民を迅速かつ安全に避難させるための道路等であり、おおむね次により選定、整備する。

- (1) 避難路は、避難場所・避難所に通じる道路又は緑道である。
- (2) 避難路の幅員は、避難行動の安全性の観点から道路では15m以上、緑道では10m以上が望ましい。
- (3) 災害時に一部不通となる場合に備え、複数の避難路の確保を配慮すること。

また、災害時には、極めて混乱した状況の中で多くの住民等の避難が必要となる事態も予想されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び避難場所・避難所等の案内板の設置に努める。

3.3.8 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、個々の態様に配慮した避難場所・避難所及び避難路の確保並びに避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。また災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置、空調、洋式トイレ等避難行動要支援者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。

3.3.9 観光客への配慮

地理に不案内な観光客に対して、適切な避難誘導ができるよう、避難経路標識等の簡明化に努める。

第4節 災害復旧への備えを行う

1 各種データの整備保全（すべての課）

町及び事業者は、復興の円滑化のため、各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保全並びにバックアップ体制の整備）の総合的な整備保全を行う。

2 リ災証明書の発行体制の整備（総務課）

町は、災害時にリ災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 廃棄物処理体制の整備（住民課）

町は、平常業務を通じて、災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとし、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

4 地籍調査の推進（建設課）

災害による土地形状の変化が起こった際に迅速な復旧・復興対策に資するため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、国土調査事業十箇年計画に基づき今後とも引き続き推進する。

5 復興計画の作成（企画政策課）

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するために、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

町は、必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第4章 災害に強いまちをつくる

第1節 公共的施設災害予防計画

1 上水道施設（上下水道課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

- (1) 町では、簡易水道施設、飲料水供給施設により飲料水の供給を行っている。水道普及率は、平成27年現在で91%である。
- (2) 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」（資料1 1.1 参照）及び「災害時における応急対策業務に関する応援協定書」（資料1 1.2 参照）に基づき、災害時の相互応援体制を確立している。

1.2 方針

水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮した上で、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を推進する。

1.3 計画

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の整備、強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、耐震診断を行うとともに、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、老朽施設の更新、改良を行い、施設の強化を図る。

- (1) 老朽管の布設替並びに配水系統の相互連絡のブロック化により、施設整備を推進する。
- (2) 復旧資材の備蓄を行う。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。

2 下水道等施設（上下水道課）

2.1 現状と課題

- (1) 本町の下水道は、農林業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を進めている。下水道の普及率は、平成27年現在で77%であり、今後、計画的に整備を促進していく考えである。
- (2) 「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」（資料1 2.1）に基づき災害時の下水道処理施設における汚泥処理体制を確立している。

2.2 方針

下水道等の施設については、耐震性を含めた長寿命化を図る。

2.3 計 画

処理場ポンプ施設や管路の耐震性を含めた長寿命化を推進する。

3 公衆電気通信施設（企画政策課）

3.1 現状と課題

災害発生時の電話等の通信手段の確保は、最も重要課題の一つであり、災害に強い基盤整備とともに、通信手段の重層化が求められるため、管理主体である電気通信事業者に十分な連携・協力を要請する。

3.2 方 針

電気通信事業者は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。

3.3 計 画

3.3.1 電気通信事業者

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

3.3.2 和歌山県情報通信分野災害時応急活動担当者連絡会

組織されている通信事業者及び県内行政機関と平常時から協調し、災害発生時の連絡体制を整備しておく。

3.3.3 町

- (1) 電気通信事業者と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時における電話の復旧順位について、電気通信事業者と協議し、重要通信の確保を図る。

4 電力施設（総務課）

4.1 現状と課題

電力消費は家庭でも職場においても拡大しており、このような状況で災害が発生すると、多大な影響を及ぼす危険がある。また、ライフラインは、災害応急対策及び復旧・復興対策においても必要不可欠なものであり、平素からの予防対策が極めて重要である。

4.2 方 針

関西電力(株)は、電力施設の災害を防止し、又発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

4.3 計 画

4.3.1 関西電力(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

4.3.2 町

- (1) 関西電力(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時における電力の復旧順位について、関西電力(株)と協議し、重要電気の確保を図る。

5 鉄道施設 (総務課)

5.1 現状と課題

本町域には、JR紀勢本線が通り、北を和歌山市方面と、南を田辺市から新宮市方面へと結んでいる。町内には道成寺駅と和佐駅があるが、両駅とも無人駅となっている。

5.2 方 針

西日本旅客鉄道(株)は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

5.3 計 画

5.3.1 西日本旅客鉄道(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、それぞれがあらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

5.3.2 町

- (1) 西日本旅客鉄道(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時における鉄道の復旧順位について、西日本旅客鉄道(株)と協議し、鉄道交通の確保を図る。

第2節 自然災害防止計画

町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備等、風水害に強い土地利用の推進に努める。

特に、高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所・避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

1 河川防災計画（建設課）

1.1 現状と課題

本町を流れる河川は、本町域のほぼ中央を東西に蛇行して流れる日高川が紀伊水道に注いでおり、これらに流入する支流が多数ある。日高川は、過去にも度々水害を引き起こしており、現在も知事管理河川重要水防箇所の指定をされており、水防施設の充実が必要である。また、支流については未改修河川が多く、今後の整備を要する。（重要水防箇所については、資料3.1を参照）

1.2 方針

過去の被害状況等を勘案して、本計画及び水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。

また、橋梁については、耐震性にも配慮した整備を推進する。

1.3 計画

1.3.1 河川・水路の整備

県が管理する河川について、河川改良・改修事業等について必要な調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を推進する。

県に対して、積極的に河川整備の要望を行う。

1.3.2 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

1.3.3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、防災調整池の整備、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保による雨水の流出抑制を推進する。

1.3.4 浸水想定区域内に係る対策

- (1) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの又は大規模工場等（用途及び規模は条例で定める）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。（資料8.7）
- (2) 町は、これら名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を住民に周知させるため、これら事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 砂防防災計画（建設課）

2.1 現状と課題

本町には、土石流危険渓流が資料1.1.5のとおり存在し、各河川上流の多くが土石流危険渓流となっており、住宅への影響が大きいと考えられるものもある。土石流災害は人的被害の発生率が高いため、土石流危険渓流等及び避難場所周辺の危険箇所を中心に、砂防事業への取組みが必要となっている。

2.2 方針

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家及び人命を守るため、砂防事業の進捗を促進するとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、積極的に県等からの情報収集に努める。

2.3 計画

2.3.1 土石流防止対策

町は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、国や県による、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査に協力する。

2.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.2.3参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。
- (2) 町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、渓流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等の必要と認める地域の住民に対

し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。

- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法等を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (6) 町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

2.4 砂防事業の推進

県に対して、土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と砂防事業の推進を要請する。また、当面对策工の整備が進まない土石流危険渓流については、町が、地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

2.5 砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険渓流への看板設置や、地元住民に対して資料配布等による危険渓流の周知徹底、防災知識の普及を行う。

3 山地防災計画（建設課、林業振興課）

3.1 現状と課題

本町域面積の約90%を森林が占めており、山間部は中小河川の水源地となっている。また、崩壊跡地等潜在的な危険箇所がいくつか見られる。山間部の道路及び林道において、豪雨時にはたびたび崩壊等が発生している状況にある。

本町の山地災害危険箇所について、山腹崩壊危険地区は資料1.1.2、崩壊土砂流出危険地区は資料1.1.3のとおり、それぞれ指定されている。

3.2 方針

山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害を防止するために、本来、山が持つ

ている保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊等の防止及び早期災害復旧のための体制を強化する。

3.3 計画

現地調査・巡視を行い、砂防事業又は治山事業が必要とされる場合には、危険度の高い地域から重点的・計画的に順次実施する。また、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

4 地すべり防止計画（建設課）

4.1 現状と課題

本町域には、資料1.1.1のとおり地すべり危険箇所が存在している。

地すべり災害は、発生規模が大きく、一度の発生でも多くの人命・財産を奪うことがあるため、注意が必要である。

4.2 方針

地すべり危険箇所の公表・周知を行う。また、地すべりの発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該区域の巡視警戒体制、避難体制等地すべり防災上必要な措置を講ずる。さらに、県における地すべり対策事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

4.3 計画

4.3.1 地すべり防止対策

- (1) 地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、危険箇所の危険度把握のため、定期的な調査点検・巡視を行い、危険度・重要度が高いと考えられる地域から地すべり防止事業を順次実施する。
- (2) 町は、平素から地すべりによる被害のおそれのある地域の住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を行う。
- (3) 町は、大規模な地すべり等により、重大な土砂災害の急迫している状況において、国や県による、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査に協力する。

4.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.2.3参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

- (2) 町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。
- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（資料8. 8）
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法等を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (6) 町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

5 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）

5.1 現状と課題

本町域の山間部においては、日高川及びその支流沿いに集落が形成されているが、その背景に急傾斜地が存在する箇所が少なくない。そのため、がけ崩れ等の被害が及ぶ危険性が高い。

本町の急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所は、資料1.2.2・資料1.1.4のとおりである。

5.2 方針

急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の公表・周知を行う。また、がけ崩れ災害の発生が予想される区域の巡視警戒及び避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、県における急傾斜地崩壊対策事業による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

5.3 計画

5.3.1 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を助長するような行為を制限し、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施し、崩壊の危険度の高いところから対策工事を進める。

(1) 急傾斜地崩壊防止工事

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として急傾斜地崩壊防止工事を実施する。また、防災拠点、避難場所・避難路の保全及び確保に配慮する。

(2) 総合的な土砂災害対策

がけ崩れ災害に備えて警戒避難体制の整備を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所を公表・周知していくとともに、雨量計等の設置を推進する。

5.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.2.3参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。
- (2) 町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。
- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（資料8. 8）
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法等を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (6) 町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

6 ため池防災計画（農業振興課）

6.1 現状と課題

本町の農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く年々老朽化している。

最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加並びに農家の兼業化等による管理体制の弱体化などにより危険なため池が多く、安全性を考慮した改修補強を推進する必要がある。（資料3. 2参照）

平成27年度において、町内215箇所のため池のうち、2.0ha以上の受益を有する61箇所において、ため池ハザードマップを作成している。

6.2 方針

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられるため、管理体制を強化し、管理関係機関に厳重に指示していく。また、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。さらに、県におけるため池整備事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

6.3 計画

6.3.1 点検調査の実施

要改修ため池に重点をおいた定期的な点検調査を継続するとともに、町内のため池改修計画を策定する。

6.3.2 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

7 道路防災計画（建設課）

7.1 現状と課題

地域を結ぶ道路としては、国道424号をはじめ、日高川沿いを東西に連絡する主要県道御坊美山線と主要県道御坊中津線の他4路線、一般県道船津和佐線の他5路線によってネットワーク化されている。このうち、主要県道御坊美山線は、周辺地域の唯一の広域的な基幹道路であるため依存度が高く、重要な役割を担っている。

しかし、これらの道路には、浸水の危険性のある区域や崩壊の危険性のある区間も随所に見られる状況となっている。

また、橋梁は他市町村や町内間を結ぶ重要な機能を担っているが、台風や大雨によって何回か橋梁の流失が起きている。

7.2 方針

災害発生時における緊急輸送を円滑に実施するために、災害の発生が予想される注意すべき区域に対して、災害予防工事の実施、巡視警戒等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における道路災害防除事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

7.3 計画

7.3.1 道路施設の安全性確保

豪雨・地震等による災害に強い道づくりを推進するため、落石等の危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立予想地域等の調査情報を基に優先事項を定め、計画的に防災対策を実施していく。

7.3.2 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時には、ヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

7.3.3 大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

7.3.4 他機関との情報交換体制の確立

豪雨や地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うとともに、通信手段の多ルート化に努める。

8 農業関係災害予防計画（農業振興課）

8.1 現状と課題

農用地は、本町域の約3.8%で、平野部では、野菜・花き類、中山間地域では、温暖な気候を活かした柑橘類の栽培が盛んで、山間部では椎茸や自然薯、梅、冷涼な気候を好む千両をはじめとする花き類の生産が盛んである。しかしながら、農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者の育成やバイオ技術を活用した新たな特産品などの開発が課題となっている。

8.2 方針

各種気象災害による農作物、農業用施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

8.3 計画

8.3.1 風水害予防対策

(1) 農作物対策

ア 水稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥を避け健全な育成に努める。また、畦畔を補強し、水路を予め清掃補強し、台風などに際しては、浸水による穂の冠水被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早めに刈取る。

イ 果樹

- (ア) 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。
- (イ) 主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。
- (ウ) 収穫期に入った果実は、事前にできるだけ収穫する。
- (エ) 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

ウ 野菜

- (ア) 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。
- (イ) 育苗中のものにあつては、防風被覆を実施し、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。
- (ウ) 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。
- (エ) 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため、支柱、整枝ネット等の補強を行う。
- (オ) 降雨水を速やかに園外へ排水する対策を行う。

エ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- (ア) パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境や設置年数等状況に応じて次の対策を講ずる。
 - a 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化
 - b 施設の倒潰防止のため、青竹、直パイプ等で「すじかい」を入れる。
 - c 施設部材の地中打込み部の補強及びパイプ継目の補強を行う。
- (イ) 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水浸入防止堤の点検をする。

(2) 農業用施設対策（水害）

- ア 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降水等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。
- イ ため池（土堰堤）については、堤体の補強を十分に行い、堤体破壊の原因となるおそれのある物を除去する。
- ウ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷を受けるおそれのある場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- エ 各種樋門、排水機場等については、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置迄の連絡道の整備など十分な処置をする。
- オ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期す。

8.3.2 干害予防対策

(1) 水稲

水源の確保や、河川、用排水路、ため池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるため、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

(2) 果樹

ア 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。

イ 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。

ウ 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

(3) 野菜、花き等

ア 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。

イ 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。

ウ 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。

エ 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。

オ 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。

カ 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。

キ 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

9 林業関係災害予防計画（林業振興課）

9.1 現状と課題

森林は本町の総面積の約90%を占めているが、林業については、近年の木材価格の低下など林業不振が続く中、後継者の育成、森林の保全が課題となっている。

9.2 方針

各種気象災害による林産物、林業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

9.3 計画

森林組合等と連携し、林業従事者に対し、風水害・干害・寒冷害のそれぞれに対応した予防技術の周知徹底を図る。

9.3.1 風水害予防対策

（1）苗畑

- ア 被害の受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。
- イ 日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。
- ウ 徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。
- エ 苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。
- オ 被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病虫害の発生を防止するため、ボルドー液やバイジットなどを晴天に散布する。また、稚苗については、直ちにヨーゲン、メネデール等葉面散布し、樹勢の回復を図る。更にまた、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

（2）造林地

- ア 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護に努め、健全な森林を育成する。
- イ 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

（3）特用林産

ア しいたけ

フレーム、櫓起こしの支柱を補強するとともに櫓場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。

イ 木炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

（4）治山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これらの施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずる。

〈予防 第4章〉 第2節 自然災害防止計画

- ア 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衡部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等
- イ 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等
- ウ 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。
- エ 機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(5) 林道

- ア 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桧、暗きよ等の清掃補強に努める。
- イ 林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。
- ウ 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。
- エ 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。
- オ 工事中の措置は、治山事業に準ずる。
- カ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

9.3.2 干害予防対策

(1) 苗畑

- ア 被害を受けるおそれがある所では、床を平床にする。
- イ 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。
- ウ 日覆い、敷わらなどを行うほか、かん水を実施する。

(2) 造林

- ア 徒長していない優良苗を使用する。
- イ 特に乾燥が予想される所については、やや深植えをする。
- ウ 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- エ 乾燥する所では、蒸散抑制剤を葉面散布する。

(3) 造林地

- ア 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。
- イ 林縁木の枝打ちをしない。
- ウ 林内地被物を採取しない。

9.3.3 寒冷害（雪害）予防対策

(1) 苗畑

- ア 床面にわら、もみガラ等を敷いて保温する。
- イ 霜柱の立ちやすい畑は、排水を良くし床面に秋期の砂を2～3cm敷くか、わらで被覆する。
- ウ 風当たりの強い所に仮植しない。
- エ 9月中旬から下旬に根切りを行う。

(2) 植林

- ア 徒長していない優良苗を使用する。
- イ なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に带状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

(3) 造林地

- ア 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- イ 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1/2程度におさえ降雪までに行う。
- ウ 林縁木の枝打ちはしない。
- エ 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第3節 建築物の安全対策計画

1 建造物災害予防計画（総務課、企画政策課、建設課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

近年、建築物の用途、設備は多種、多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。

また、開発や宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながるものが予測される。

一方、昭和55年以前に旧耐震基準で建設された住宅は、本町を災害に強い構造にする上で大きな障害になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

1.2 方針

「日高川町耐震化促進計画」に基づき、火災、風水害、地震災害等に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに、建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

1.3 計画

1.3.1 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講ずる。

(1) 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、建築関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。また、既設建築物の耐震改修の促進を図るため、インターネットを利用した簡易耐震診断・簡易積算プログラムを活用し、民間住宅を中心とした耐震改修を支援する。

ア 特定建築物

多数の者が利用する建築物で、国の管理に属する建築物、町が管理する建築物以外の建築物について、耐震診断・耐震改修の状況を把握するとともに、建築物所有者に対して、耐震診断・耐震改修について指導・助言等を行う。

イ 一般建築物

耐震診断を促進するため、国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、住宅や建築物の所有者に対し、耐震診断費用の助成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても指導を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は、直ちに余震等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、町内建築士を対象に講習会への参加を促進し、応急危険度判定士の養成を図る。

(4) 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

(5) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和49年度より当事業を実施し、相当の成果を収めているが、引続き住民に働きかけ、当事業の充実を図る。

(6) 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、建築関係団体との連携のもとに、相談のための窓口を設置する。

1.3.2 計画的なまちづくり

災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

(1) 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集地整備等により、震災時の危険度の高い地域を解消する。

(2) 建築物の耐震化、不燃化の促進

優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進する。

(3) 地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全なまちの整備を誘導する。

(4) 高齢者や障がい者に障壁のないまちづくり

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

(5) 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所・避難所となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

(6) 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

2 宅地災害予防計画 (企画政策課)

2.1 現状と課題

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、町及び県が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

2.2 方針

開発行為、宅地造成等に伴う土地崩壊等の災害を未然に防ぐため、関係業者に防災意識を促進させ、安全な宅地の確保を図る。

2.3 計画

2.3.1 宅地防災月間における啓発

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月及び9月の2期を宅地防災月間において、県の協力・指導を得て、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに務める。

2.3.2 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

2.3.3 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、町内対象者に講習会への参加を促し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、判定士名簿の管理、担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

第5章 個別災害予防計画の推進を図る

第1節 火災予防対策

1 火災予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

本町の常備消防体制は、日高広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）で行われている。町内の非常備消防体制としては、日高川町消防団（資料10.2参照）が組織され、予防消防を中心とした活動を行っている。

しかし、多様化する火災の発生状況により、火災に対する予防対策及び消防・救急両面での設備充実が必要となっている。

1.2 方針

火災の発生を未然に防止し、また、火災発生後の被害を軽減するために、火災予防及び消防体制を確立する。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、住民の生命財産の保護に万全を期する。

1.3 計画

1.3.1 予防啓発の強化

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行う。

- (1) 春・秋の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、県、消防本部並びに防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。
- (2) 和歌山地方気象台より県を通じて、気象の状況が火災予防上危険であると通報を受けた場合、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めた場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災警報を発表する等、火災予防上必要な措置をとるとともに、広報車又は防災行政無線を通じて注意を喚起する。
- (3) 一般住宅に対する住宅用火災警報器の設置及び消火器の使用方法等について指導を行う。

1.3.2 予防査察体制の充実強化

消防本部と消防団の協力体制を中心に、消防機関の予防査察体制の充実強化を図る。

- (1) 査察対象物の実態及び管内動向等を基に、計画的に予防査察を実施する。
- (2) 火災警報を発表した場合には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- (3) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

1.3.3 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定による防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、消防本部の指導により次の措置をとる。

- (1) 消防法及び火災予防条例の規定に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- (2) 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火・通報訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年予防査察を実施して出火防止に努め、安全対策の万全を期する。
- (3) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例に定める防火対象物使用開始の届出及び防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

1.3.4 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防衛活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防大会、ポンプ操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

1.3.5 自主防火防災組織の育成強化

- (1) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を図る。
- (2) (1)のほか、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。
- (3) 町は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

1.3.6 初期消火活動体制の強化

出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

1.3.7 消防体制の充実強化

県の支援を得て、次により消防施設等の充実強化を推進する。

- (1) 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。
- (2) 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- (3) 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

2 林野火災予防計画（総務課、林業振興課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

町における林野面積は総面積の 87.5%を占めている。森林は木材、林産物の供給、町土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く住民生活に密着した関係が続けてきている。

2.2 方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2.3 計画

2.3.1 入山者等に対する措置

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚く者に対する警告、取締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

2.3.2 林業事業者に対する措置

林内において事業を営むものに対し次の体制をとるよう指導する。

- (1) 林業事業者は火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け標識及び消火設備の万全を図ること。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

2.3.3 火入れの作業等に対する措置

森林等において、火入れを行おうとする者に対し火入れ条例に基づく町長の許可を受けたのち消火の設備をし、隣接する山林の所有者に火入れする旨の通知をするよう指導する。

2.3.4 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防御資機材の整備・消火薬剤の備蓄に努める。

2.3.5 防火思想の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

- (1) ポスター、看板等の設置
- (2) 広報車等による注意の喚起

2.3.6 消防対策

(1) 消防計画の樹立

和歌山森林管理署長、森林組合長及び隣接市町長等と、消防計画に必要な事項について協議し、林野火災消防計画を樹立するものとする。

(2) 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防・警戒・鎮圧活動は、森林関係行政機関・山林所有者・山林作業従事者・入林入山者及びその他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には、消防地域の接する市町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

(3) 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ア 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- イ 防火線構築要領の修得訓練
- ウ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第2節 その他防災対策

1 文化財災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課、教育委員会）

1.1 現状と課題

町内には歴史的価値のある文化財が多く残されている。貴重な文化財を災害から守り、後世に伝承していくため、警報設備、避雷設備、消火設備、防災道路等の整備を推進しているが、今後は震災に対する施設整備に取り組んでいく必要がある。

1.2 方針

文化財災害に対する予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行う。また、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理に当たる。

1.3 計画

町（教育委員会）、消防本部及び文化財の所有者又は管理者は、次について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

1.3.1 施設整備等

（1）火災対策

火気の使用制限、たき火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

（2）雷火対策

各建物及び境内全体として避雷設備の設置

（3）その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防壁・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

1.3.2 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な勧告助言、指導等を行う。

1.3.3 文化財保護思想の普及及び訓練

（1）文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

（2）文化財についての防火査定、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

2 危険物等災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

産業活動の高度化・多様化や自動車・暖房器具の普及などにより、身近な場所で危険物を取り扱ったり、貯蔵したりすることが多くなってきており、危険物取扱施設の災害予防対策に努める必要がある。

2.2 方針

危険物等による災害及び風水害・地震災害時における危険物等による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、危険物施設の安全性・耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

2.3 計画

2.3.1 保安教育及び防災訓練の実施

危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と協力して、講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

2.3.2 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員等の立入検査を実施し、指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の運搬、積載方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

2.3.3 危険物運搬車両等の街頭取締り

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

2.3.4 自衛消防組織の強化

各危険物事業所における自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物事務所の相互応援協定を促進し、自衛消防力の確保を図る。

2.3.5 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

2.3.6 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

火薬類、高圧ガス製造施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の確立を図るため、以下の災害予防対策を推進する。

〈予防 第5章〉 第2節 その他防災対策

- (1) 災害発生時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。
- (2) 各事業所における施設状況を常に把握し、災害時における災害の拡大防止に備える。
- (3) 立入り検査時において、災害防止に適応しているかチェックを行う。
- (4) 高圧ガス製造事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。